

## 議案第 25 号

小松島市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年小松島市条例第 18 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第8条の2第14項」を「法第8条の2第12項」に改める。

第6条中「法第5条の2」の次に「第1項」を加える。

第7条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同条第5項中「有するもの」を「有する者」に改める。

第8条第1項ただし書中「，当該管理者は」を削り、同条第2項中「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。）第6条第2項に定める」を削る。

第10条第1項中「次条第1項」を「次条」に改める。

第11条第1項中「指定地域密着型サービス基準」の次に「条例」を加える。

第12条第1項ただし書中「，当該管理者は」を削る。

第13条第2項第1号ア中「当該利用申込者又はその家族」を「受信者」に改める。

第17条第2項中「（法第8条の2第18項に規定する介護予防支援をいう。）」を削る。

第20条中「法第8条の2第18項に規定する」及び「（以下「介護予防サービス計画」という。）」を削る。

第24条第3項中「次」の次に「の各号」を加え、同項第5号中「認められるもの」を「認められる費用」に改め、同条第4項中「基準省令」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」に改める。

第28条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第29条第2号中「介護予防認知症対応型通所介護」を削る。

第30条第1項及び第2項並びに第32条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第35条第1項中「通所介護」の次に「事業所の」を加え、同条第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第41条第1項中「本市の職員」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員」に改める。

第43条第5項中「指定介護予防認知症対応型通所介護の事業」を「事業」に改める。

第46条第5項中「当たる」の次に「介護予防」を加え、同条第6項の表中「随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第7項中「事業者をいう。以下同じ。」を「事業者をいう。」に改め、同条第10項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、「第69条第3号に規定する」を削り、同項ただし書中「は、当該指定」を「は、当該」に、「又は当該指定」を「又は当該」に改め、同条第11項中「基準省令第44条第11項に定める」を削り、同条第12項中「第69条第3号に規定する」を削る。

第47条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第3項中「基準省令第45条第3項に定める」を削る。

第48条中「基準省令第46条に定める」を削る。

第50条第2項第1号中「し得る」を「しうる」に改める。

第54条第3項中「次」の次に「の各号」を加え、同条第4項中「基準省令第52条第4項に定める」を削る。

第59条第2号、第61条第1項及び第66条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改める。

第68条第5項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業」を「事業」に改める。

第71条第2項中「利用者又は」を「その者又は」に、「当該利用者」を「その者」に改める。

第73条第1項中「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該事業所」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同条第5項中「第90条第2号に規定する」を削り、同条第6項中「基準省令第70条第6項に定める」を削る。

第74条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「基準省令第71条第2項に定める」を削る。

第75条中「基準省令第72条に定める」を削る。

第76条第1項ただし書中「介護の事業の」を「介護事業所の」に、「が困難であることが」を「に必要と」に改める。

第77条第1項中「法第7条第4項に規定する」を削る。

第81条中「若しくは指定」を「若しくは」に改める。

第82条第2号中「介護」を削る。

第87条第1項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加える。

第88条前段中「第41条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

第89条第5項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業」を「事業」に改める。

第92条第2項中「利用者又は」を「その者又は」に、「当該利用者」を「その者」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。